

# 地方税法施行令の一部を改正する政令について

## 1 事業所税の概要

- 人口30万以上の都市等が、道路・上下水道・学校・病院等の整備・改善の費用に充てるため、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税
- 課税団体：70団体（平成21年4月1日現在）  
東京都（区部）、政令指定都市、首都圏・近畿圏の特定の市、  
その他人口30万以上の市で政令で指定するもの
- 税率：「資産割」（床面積） 600円/m<sup>2</sup>  
「従業者割」（給与総額） 100分の0.25 } 合計額を事業者が納税
- 免税点：「資産割」（床面積） 1,000 m<sup>2</sup>  
「従業者割」（従業者数） 100人
- 税収：3,130億円（H19年度決算額）

## 2 政令改正の内容

- 最近の3月31日現在における住民基本台帳人口が30万以上である市を、事業所税の課税団体として政令で指定することとされている（地税法§701の31①Iハ、地税令§56の14）
- 愛知県春日井市の平成21年3月31日現在における住民基本台帳人口が30万以上（300,579人）となったため、新たに事業所税の課税団体として指定するもの（地税令§56の15を改正）  
※ 今回の指定により事業所税の課税団体は71団体となる

## 3 施行日等

施行日：公布の日（平成21年4月30日）

※ 春日井市における事業所税の適用関係は以下のとおり（地税令§56の83①）

法人の事業：平成21年10月1日以後に終了する事業年度分から  
個人の事業：平成21年分から